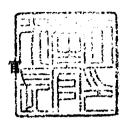


28水管第2332号 平成29年3月14日

防衛省整備計画局長殿

水產庁長



29.3.10付け防整提第2981号で照会があった事項について以下のとおり回答する。

記

沖縄県漁業調整規則(昭和47年沖縄県規則第143号)第39条第1項に対応している都道府県漁業調整規則例(平成19年8月30日付け19水管第1589号水産庁長官通知)第45条第1項においては、「漁業権の設定されている漁場内」において岩礁の破砕又は土砂若しくは岩石の採取(以下「岩礁破砕等」という。)を行うためには、知事の許可を受けなければならない旨規定されている。

漁業権の設定されている漁場内のうちの一部の区域について、漁業権が、法定の 手続である漁業法(昭和24年法律第267号)第31条の規定に基づく組合員の 同意及び水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第50条の規定に基づく 特別決議を経て放棄された場合、漁業法第22条の規定に基づく漁業権の変更の免 許を受けなくても漁業権は消滅し、当該区域は、「漁業権の設定されている漁場 内」に当たらず、岩礁破砕等を行うために許可を受ける必要はないと解される。

当庁においては、上記解釈の下、沖縄県漁業調整規則を認可したところであり、 沖縄県漁業調整規則の解釈・運用についても、上記の解釈を前提に行われる必要が あると考えている。